

## 船舶事故調査報告書

令和元年10月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年5月29日 10時50分ごろ
発生場所	長崎県諫早市諫早湾干拓堤防道路北部排水門付近 小長井港南防波堤灯台から真方位218° 2.3海里付近 (概位 北緯32° 53.8′ 東経130° 09.9′)
事故の概要	警備艇しらぬひは、航行中、潜堤に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年6月5日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	警備艇 しらぬひ、9.1トン SA2-1850（漁船登録番号）、佐賀県 第273-64号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	舵機室底板に破口、両舷機のプロペラ翼、プロペラシャフト、ブラケット及び左舷舵板に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ低潮時
事故の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、洋上視察の目的で、GPSプロッター及び魚群探知機を作動させて航行中、船長が、干潮前なので、魚群探知機で水深を確認しながら操船し、水深が約2.5mになり、減速しようとしたところ、諫早湾干拓堤防道路北部排水門付近の潜堤（以下「本件潜堤」という。）に乗り揚げた。 船長は、出航前に当該海域の海図を確認したが、刊行年が古く、本件潜堤の記載がなかったため、本件潜堤の存在を知らなかった。
分析	本船は、船長が、出航前に刊行年の古い海図を確認しており、本件潜堤の存在を知らなかったことから、本件潜堤に向かって航行し、本件潜堤に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、出航前に刊行年の古い海図を確認しており、本件潜堤の存在を知らなかったため、本件潜堤に向かって航行し、本船が本件潜堤に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 出航前に最新の海図で航行予定海域の状況を確認すること。